

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	国際戦略総合特区における所得控除制度の延長 (国 12)(法人税:義) (地 9)(法人住民税、事業税:義) <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<現行制度の概要> 専ら特区内で認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を実施する指定特定事業法人について、その事業による所得の金額の 20%を課税所得から控除できる制度。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人指定の期限：平成 28 年 3 月 31 日 ・ 適用期間：法人指定の日から 5 年を経過する日までの期間内に終了する事業年度 ・ 主な要件：規制の特例措置等の適用、地方公共団体がその事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置実施 <要望内容> 総合特別区域法第 27 条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第 61 条及び第 68 条の 63 の 2 において平成 28 年 3 月 31 日が適用期限となっており、この適用期限を 2 年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日までとする。
3	担当部局	内閣府地方創生推進室
4	評価実施時期	平成 27 年 8 月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	平成 23 年度：創設 平成 26 年度：延長（2 年間）
6	適用又は延長期間	2 年間
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。 ----- 《政策目的の根拠》 総合特別区域法第 1 条 (産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。)
	② 政策体系 における 政策目的 の位置付 け	【政策】 5. 地域活性化の推進 【施策】 ⑦ 総合特区の推進

	③ 達成目標 及び測定 指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>各国際戦略総合特区において、特区目標の達成に向け計画を着実に推進し、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化する。</p> <p>【特区目標の例：アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区】</p> <p>中部地域における航空機・部品の生産高 4,500億円（平成24年）→5,600億円（平成27年）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各特区における計画の目標達成状況 ・各特区における新規設備投資額 ・各特区における企業の新規立地件数等 <p>当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置により我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能を集積させ、国際競争力を強化し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与する。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>活用実績</p> <p>平成24年度(実績) 適用なし 平成25年度(実績) 適用なし 平成26年度(実績) 適用なし 平成27年度(見込) 適用なし 平成28年度(見込) 1法人 平成29年度(見込) 1法人</p> <p>なお、平成28及び29年度の適用数(見込)については、特区への活用見込調査によるものだが、現在事業の計画段階であることから、適用額の推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>
	② 減収額	<p>減収額</p> <p>平成24年度減収額(実績) なし 平成25年度減収額(実績) なし 平成26年度減収額(実績) なし 平成27年度減収額(見込) なし</p> <p>なお、平成28及び29年度の減収額については、現在事業の計画段階であることから、推計は困難である。</p> <p>総合特区制度における「国と地方の協議」を通して、総合特区事業の推進に係る規制改革を一定程度実現することができたが、一方で、本税制における支援目的である産業競争力の強化に寄与する抜本的な規制提案と一体となったニュービジネスの創出につながる提案がなく、適用実績がなかった。</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>我が国全体の成長を牽引する戦略的分野について国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、戦略的分野における内外の需要、雇用等を拡大するとともに、我が国経済の成長エンジンとなる産業、企業等の集積を促進することにより、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を形成することができる。</p> <p>なお、具体的には、平成28年度以降、グリーンアジア国際戦略総合特区(福岡県等)において燃料電池自動車普及のための水素ステーションの整備・運営事業についての活用が見込まれているところ。当該地域においては特区計画上水素ステーション整備を進めることとしており、これに寄与することが見込まれている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制を中心に、財政・金融支援を組み合わせた手段により、我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られ、国際競争力が飛躍的に向上する。</p> <p>なお、特区計画に対する具体的な寄与については、上述のとおりである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>租税特別措置が失われれば、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本要望の実現によって、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。</p> <p>ただし、上述のとおり、平成24年度から27年度について減収はない。また、平成28年度以降については本税制の活用を予定している法人が現在事業の計画段階にあり、現時点での詳細な効果の推計は困難である。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考える。</p> <p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>委託費等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融の支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、法人実効税率の低減のための所得控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	総合特別区域法第5条において、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月